



令和6年度採用試験情報!

警察官 B

- 申込受付期間
令和6年8月15日(木)
～9月13日(金)
- 第一次試験
令和6年10月20日(日)
- 最終合格発表
令和6年12月中旬



採用係では各種SNSにて
採用情報を発信しています*



佐賀県警察採用係
Instagram account

令和6年9月号

広報 さやま

鳥栖警察署 0942-83-2131
作成者 基山交番 松園 はづき



佐賀県警察公式
Youtube account

- 採用試験に関する問合せ先
佐賀県警察本部警務課採用係
〒840-8540
佐賀市松原一丁目1番16号
電話 0952-24-1111 (代表)

SAGA2024

国スポに伴う交通規制のお知らせ

10月5日(土)、10月6日(日)

SAGA2024関連行事に伴い佐賀市中心に交通規制が行われます。
サンライズパーク周辺等の通行自粛にご協力ください。

佐賀県警察 電話：0952-24-1111

リアルタイム情報

日本道路交通情報センター『道路交通情報Now!』

- ① QRを読み取る ⇒ ② 九州・沖縄を選択 ⇒
- ③ 佐賀を選択し、登録



△△△
QRコード
はこちら

自転車等利用時の ヘルメット着用



自転車や特定小型原動機付自転車を運転する方は、ヘルメット着用が努力義務となっています。

自転車事故でのヘルメット非着用時における致死率は、着用時と比べて**約2倍**となっており、ヘルメット着用は大きな被害軽減効果があります。

交通事故から命を守るため、ヘルメット着用しましょう!

秋の交通安全県民運動

～やめよう!佐賀のよかろうもん運転～

交番日誌

9月になりました。
まだまだ暑い日が続きそうです。

薄暗い時間帯の散歩はドライバーから歩行者の姿が見えにくくなります。

反射材用品等や目立つ色の洋服の着用、懐中電灯等で周りに自分の存在を知らせましょう!

斜め横断や通過する車両の直前直後の横断は大変危険ですので、道路を横断する際は、横断歩道を渡りましょう。

!!!スマートフォン使用等のながら運転の根絶!!!

令和6年9月21日(土)～9月30日(月)

佐賀県では、**よかろうもん運転**の絶無に取り組んでいるところですが、未だ、スマートフォン使用等のながら運転の根絶には至っていません。

令和6年11月1日施行予定の改正道路交通法により、自転車の危険な運転に対しての罰則が整備されます。

対象となるのは、自転車運転中のスマートフォン使用等の「**ながらスマホ**」と「**酒気帯び運転**」です。

「**ながらスマホ**」は、携帯電話を手で保持して、通話するだけでなく、画面を注視する行為も対象となります。「**酒気帯び運転**」は、運転行為のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対しても新たに罰則が整備されます。



よかろうもん運転

- 携帯電話使用
- 合図不履行
- 信号無視
- 車間距離不保持